

## 令和6年度 石巻市立牡鹿病院会計年度任用職員の募集案内

現在、病院局石巻市立牡鹿病院では、看護補助業務に従事する会計年度任用職員（看護助手）を募集しています。

### 1 勤務条件等

職 種	看護助手
業 務 内 容	看護師の補助業務
必要資格・ 免許	特になし
任 用 期 間	採用の日 から 令和7年3月31日まで (任用開始から1か月間は条件付採用（試用期間）)
勤 務 場 所	石巻市立牡鹿病院 看護科
勤 務 時 間	早出日：7時00分～12時45分 日勤日：8時30分～15時00分（休憩45分） 遅番日：12時45分～18時30分
休 日	週休2日、シフト制
報 酬 単 価	月額 141,894円～156,637円（職務経験年数による）
支 給 日	当月 21日
通 勤 手 当	通勤距離（片道2km以上から対象）、週の勤務日数により支給されます。
期 末 手 当	任用期間、勤務形態等により年2回支給されます。
社 会 保 険 等	共済組合保険及び雇用保険、厚生年金が適用されます。
休 暇 等	年次有給休暇（10日）が付与されるほか、特別休暇として該当するものがあります。

## 2 応募・選考等

採用人数	1名
応募方法	履歴書（任意様式、6か月以内に撮影した顔写真貼付）を申込先に郵送又は直接提出してください。
応募期限	随時
申込先	石巻市立牡鹿病院事務部門 住所：〒986-2523 石巻市鮎川浜清崎山7番地 電話：0225-45-3185（内線212）
選考方法	書類選考及び面接試験
選考日時	後日連絡します
選考結果	文書または電話

## 3 対象・資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ア 石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 4 その他

(1) 次に該当する場合は、採用を取り消すことがあります。

- ア 履歴書などに虚偽の記載が判明した場合
- イ 必要とする免許・資格などを取得していない場合や当該免許・資格などが取り消されている場合、業務の停止を命じられている場合

(2) 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象になります。